

「犯罪捜査功労者顕彰要綱」の運用について

平成元年7月24日、捜一発第
516号、警察本部長から各部課
・隊・校・署長あて

一部改正 平成22年2月23日、刑企乙達第15号等、
警察本部長から部課署長あて

犯罪検挙等に功労があった捜査員等に対する顕彰については、従来、「犯罪捜査功労職員顕彰制度の実施について」（昭和61年12月3日、刑事部合同通達）により行ってきたところであるが、このたび、同通達を廃止して、新たに「犯罪捜査功労者顕彰要綱」を制定した。

同要綱の解釈、及び、運用上の留意事項等は、次のとおりであるから適切な運用に努められたい。

第1 要綱制定の趣旨

昭和61年12月に制定された顕彰制度については、これまで3回顕彰を行ってきたが、受賞状況を検討した結果、実質的に功労の累積が多である捜査員が、必ずしも顕彰されなかった。

また、永年にわたり功労があったベテラン捜査員等が顕彰されないまま退職し、後継者の士気に少なからず影響を与えていること、等から、顕彰種別、基準等を改善すると共に、捜査活動が逐年、困難化の傾向を示している現状から、顕彰制度を要綱化することによって、捜査員の士気を一層高め、事件に強い警察の確立に努めようとするものである。

第2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

1 顕彰の基準（要綱第2関係）

- (1) 捜査実務年数は、実際に捜査（鑑識を含む）活動に従事した期間を通算するものとし、他の部門に配置された期間、及び、刑事部各課において、専ら捜査事務係として配置された期間は除くものとする。
- (2) 永年功労金賞の対象者は、退職が予定されている捜査員または、捜査員としての経歴を有する者であって、一定期間累積功労顕彰の各賞（金・銀・銅）のうち、何れかを受賞している者を対象とする。
- (3) 検挙功労等受賞の内容は、被疑者の検挙（事件解決）、捜査手法、並びに捜査・鑑識資機材の開発等に関して受賞した本部長賞及び内賞（刑事部長、所属長）をいう。

2 顕彰の方法（要綱第3関係）

表彰状は、刑事部長が授与するものとし、その表彰文案は、別添1によるものとする。

3 被顕彰者の選考（要綱第4関係）

- (1) 被顕彰者として選考の対象となる者は、金賞、銀賞、銅賞の各賞は警部補以下の捜査員、犯罪捜査永年功労顕彰は警部以下の捜査員または捜査員としての経歴を有する者とする。
 - (2) 所属長は、毎年1月20日までに、顕彰候補者を別記様式1により、警察本部長に上申するものとする。
 - (3) 選考委員会において、選考の基準とする評価点は、次のとおりとする。
 - ① 本部長賞は、10点
 - ② 刑事部長内賞は、5点
 - ③ 所属長内賞は、1点
 - (4) 本部長賞、内賞以外の受賞がある場合は、選考委員会において、その評価を決定するものとする。
- 4 既受賞者名簿の備付け（要綱第5関係）

選考委員会の庶務係（刑事企画課）及び、各所属には、受賞者名簿を備え付けるものとする。
 - 5 その他
被顕彰者の選考・顕彰等に関して疑義等のある場合は、選考委員会において協議し、委員長が決するものとする。

別添等は省略